

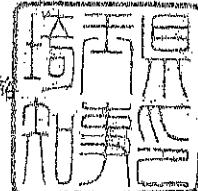
## 産業廃棄物収集運搬業許可証正

住所 東京都西東京市北町五丁目9番4号  
 氏名 株式会社「五美清掃」  
 代表取締役 小早川 輝明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事

大野 元裕



許可の年月日 令和2年8月19日

許可の有効年月日 令和3年2月18日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

## (2) 取り扱える産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(#1)、  
 ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(#1)、がれき類  
 以上7種類

## (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
 ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類  
 以上7種類

※1 産業廃棄物の種類(#1)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

## 施設等の所在地

埼玉県新座市馬場四丁目4330番22の一部 以上1箇(面積165.62m<sup>2</sup>)。

保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成17年7月19日	指令廃指第737-1号	新規許可
平成26年5月14日		変更届(住所)
平成27年11月18日	指令西環第1-3号	更新許可
平成29年12月5日		変更届(代表者又は役員)
令和2年8月19日	指令西環第1-5号	更新許可

## 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無